

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月21日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社ジー・モード
【英訳名】	G-mode Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮路 武
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号 新宿文化クイントビル9階
【電話番号】	03-5302-0606
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 善村 賢治
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号 新宿文化クイントビル9階
【電話番号】	03-5302-0606
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 善村 賢治
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高(千円)		1,767,828	2,436,164		3,677,821
経常利益(千円)		186,649	284,565		206,321
中間(当期)純利益(千円)		50,378	98,808		52,588
純資産額(千円)		6,704,851	7,460,468		6,795,975
総資産額(千円)		7,378,460	8,232,824		8,091,499
1株当たり純資産額(円)		59,319.75	58,190.71		59,024.61
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)		519.84	866.53		497.64
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)		503.49	863.46		486.82
自己資本比率(%)		90.9	80.0		84.0
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)		31,935	179,412		277,354
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)		388,687	188,552		832,874
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)		3,410,991	308,296		4,286,864
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)		5,408,688	5,214,236		5,531,338
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	()	114 (50)	136 (52)	()	127 (52)

(注) 1. 第6期中より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期中より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高(千円)	1,733,475	1,776,898	2,387,654	3,557,350	3,613,416
経常利益(千円)	338,392	212,113	420,875	660,937	292,310
中間(当期)純利益(千円)	198,713	71,856	191,794	376,230	128,061
持分法を適用した場合の投資利益(千円)					
資本金(千円)	1,300,508	3,274,436	3,318,876	1,314,055	3,318,715
発行済株式総数(株)	92,060	115,299	117,411	92,446	117,408
純資産額(千円)	3,053,281	6,726,329	7,620,214	3,257,849	6,871,448
総資産額(千円)	3,619,431	7,300,371	8,372,558	3,924,144	8,147,283
1株当たり純資産額(円)	33,166.21	59,509.77	59,679.64	34,830.59	59,680.11
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	2,160.85	741.47	1,682.00	3,673.95	1,211.84
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	2,084.92	718.15	1,676.05	3,557.96	1,185.49
1株当たり配当額(円)				1,200	1,000
自己資本比率(%)	84.4	92.1	80.6	83.0	84.3
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	245,634			498,624	
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	120,220			136,652	
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	79,650			53,360	
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	2,092,457			2,354,924	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	78 (25)	99 (26)	119 (41)	87 (23)	110 (33)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益について、第5期中においては、関連会社を有していないため記載しておりません。第5期においては、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。また、第6期中以降においては、中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

3. 当社は、平成16年5月20日付をもって、1株を3株に分割しております。第5期及び第5期中の1株当たり中間(当期)純利益は、期首に株式分割が行われたものとして算出しております。

4. キャッシュ・フローについて、第6期中以降においては、中間連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

5. 第7期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社企業グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

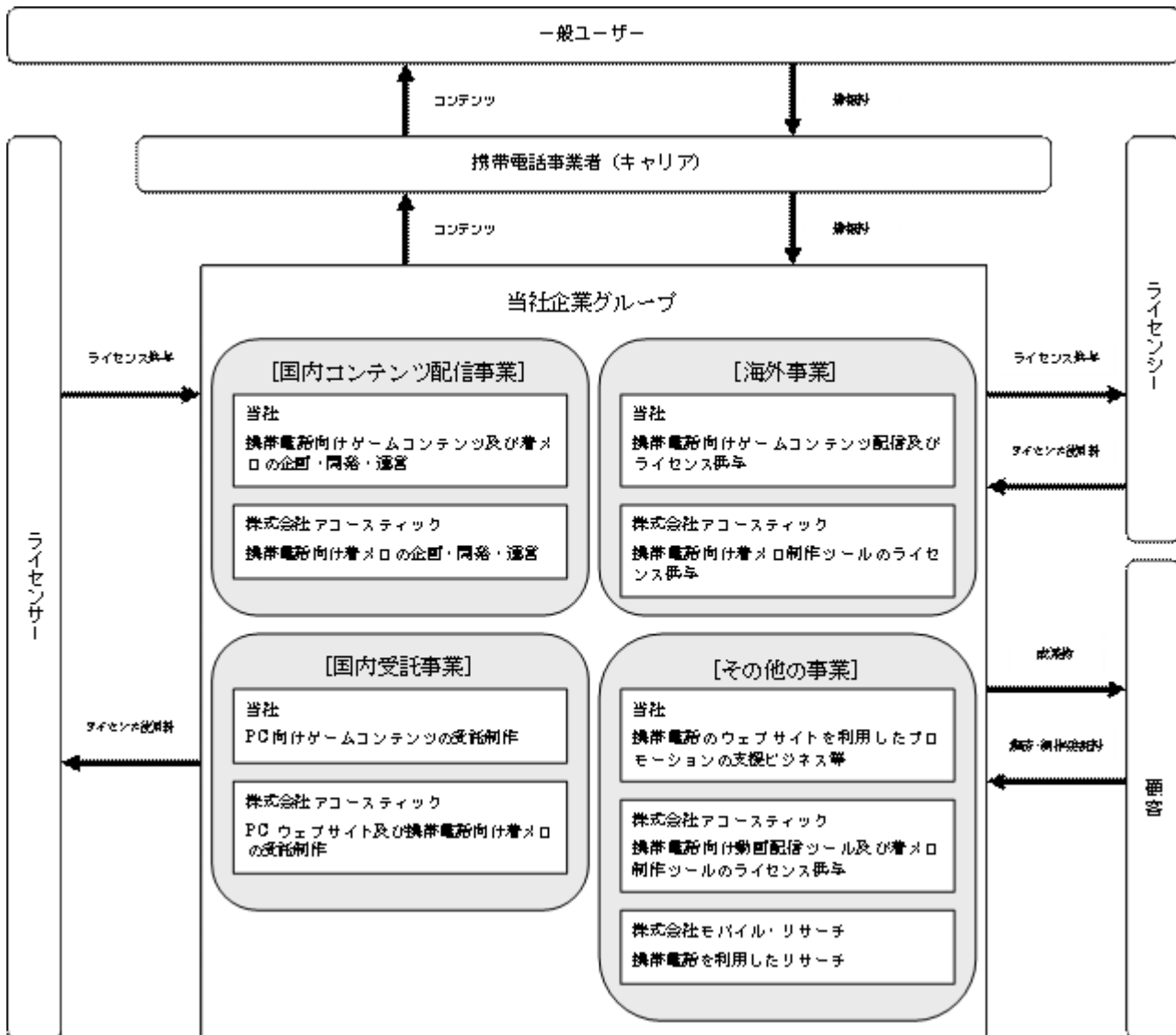
当中間連結会計期間より事業区分を変更しております。事業区分は、事業の種類別セグメントと同一であるため、変更内容については、「第5 経理の状況 1. 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載しております。

当社企業グループの事業区分及び主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
国内コンテンツ配信事業	携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営
国内受託事業	PC向けゲームコンテンツ、PCウェブサイト及び携帯電話向け着メロの受託制作
海外事業	携帯電話向けゲームコンテンツの配信及びライセンス供与等
その他の事業	携帯電話ウェブサイトを利用したプロモーション支援、携帯電話向けゲームコンテンツ、動画配信ツール及び着メロ制作ツールのライセンス供与等

【事業系統図】

上記を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



[連結子会社] 株式会社モバイル・リサーチ

株式会社アコースティック

[持分法適用関連会社] ガンホー・モード株式会社

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
国内コンテンツ配信事業	86	(25)
国内受託事業	14	(8)
海外事業	7	(9)
その他の事業	7	(-)
全社(共通)	22	(10)
合計	136	(52)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社企業グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(名)	119 (41)	
---------	----------	--

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の携帯電話コンテンツ市場は、ナンバーポータビリティの運用開始を前に、携帯電話事業者（以下、「キャリア」という。）各社が「メガゲーム」のリリースを促進するなどゲーム市場を強化しており、当社企業グループの国内コンテンツ配信事業としては大きな追い風になっております。

当社といたしましても積極的なゲーム配信やプロモーションなどの効果により、国内ゲーム配信では予想を大きく上回る売上増となっております。

当社企業グループにおける事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。なお、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおり、当中間連結会計期間より事業の種類別セグメントを変更しております。このため、前年同期比較に当っては前中間連結会計期間を変更後の区分に組み替えております。

国内コンテンツ配信事業

(a) ゲーム配信事業

ゲーム配信事業におきましては、当中間連結会計期間において、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）向け公式サイトの子会員数が、前期末比34.2%増加の148万人へ急伸し、過去最高の会員数となり、「Get!! プチアプリ」は、iモードにおけるミニゲームサイトのランキングにおいて、引き続き1位を堅持しております。KDDI株式会社（以下、「KDDI」という。）のau向けコンテンツはBREW向けのコンテンツをリリース計画に沿って配信できたことなども影響し、好調に推移しておりますが、ソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンクモバイル」という。）向けの配信はマイナス傾向となっております。

そのような結果、本事業セグメントの売上高は1,935百万円となり、前年同期比で19.2%の増加となっております。

(b) 着メロ等配信事業

子会社である株式会社アコースティック（以下、「アコースティック」という。）を中心とした、携帯電話向け着メロ事業につきましては、新たなサービスサイトの立ち上げを行ったことや、株式会社ウィルコム向けの着メロサイト「メロメロ メロディ」の会員数が順調に推移したことにより、本事業セグメントの売上高は103百万円となり、前年同期比で119.6%の増加となっております。下期にはアコースティックブランドの着信メロディのサイトの立ち上げも予定するなど、他社の着メロサイトが大きく落ち込む中で、健闘を続けております。

国内受託事業

国内受託事業につきましては、本年8月に正式サービスを開始したガンホー・モード株式会社（以下、「ガンホー・モード」という。）が運営するオンライン遊園地「ガンホーゲームズ」向けにPC向けカジュアルゲームの受託開発を行ったことにより、本事業セグメントの売上が大きく伸びております。その他、アコースティックによる着メロ受託制作などを含めて、本事業セグメントの売上高は283百万円となっております。

海外事業

海外市場のゲーム配信は、相変わらずブランドコンテンツ中心の流れが続いており、販売は苦戦しております。前期から引き続きゲームライセンス許諾を主に活動しており、Upstart Games Ltd.や Namco Networks America Inc.など現地パートナーを通じたコンテンツ配信を拡大、また、韓国では携帯電話に組み込みでゲームを配信したり、携帯電話以外の機器向けにライセンス販売するなどライセンスの提供方法の多面展開を行っております。これらの結果、本事業セグメントの売上高は55百万円となり、前年同期比で25.1%の増加となっております。

その他の事業

本事業セグメントには、携帯電話のウェブサイトを利用したプロモーション（モバイルプロモーション）の支援ビジネス、当社企業グループの所有するゲームを他社にライセンスするビジネス、アコースティックの開発した着メロ自動作成ソフトや動画配信ソフトのライセンスビジネス、株式会社モバイル・リサーチのリサーチ事業などがあり、これら合計の売上は58百万円となり、前年同期比で9.8%の増加となっております。

特に、モバイルプロモーション支援ビジネスは、当社が企業向けに開発したコンテンツが、4年連続でモバイル広告大賞を受賞するなど、モバイルプロモーション市場においてのパイオニアとして礎を築いております。米国市場でアドバゲーム（企業の商品などを盛り込み販売促進やブランド価値向上などを目的に企業向けにアレンジしたゲーム）が脚光を浴びる中、日本の市場でも多くの企業から注目していただける商材に成長しております。

これらの結果、当中間連結会計期間の当社企業グループの売上高は 2,436百万円となり、前年同期比で37.8%増加しております。また、損益面におきましては利益率の高い国内コンテンツ配信事業が伸びたことも影響し、経常利益は284百万円となり、前年同期比で52.5%増加しております。

また、第一四半期において財務の健全性の観点から、新規事業の立ち上げにより資産が減少してきた海外の投資先等の株式評価損を計上してありましたが、当期純利益は98百万円となり、前年同期比で96.1%増加しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間において現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにより179百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローにより188百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローにより308百万円減少しております。これらの結果、当中間連結会計期間末における資金は5,214百万円（前年同期末5,408百万円）となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は179百万円（前年同期31百万円の資金獲得）となりました。この主な要因は、国内コンテンツ配信事業が好調であったこと等による税金等調整前中間純利益243百万円、売上債権の増加349百万円、法人税等の支払額7百万円及び法人税等の還付50百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は188百万円（前年同期388百万円の資金使用）となりました。この主な要因は、関連会社への短期貸付148百万円、サーバーやパソコン等の有形固定資産の取得15百万円及び社内管理システム構築等を目的とした無形固定資産の取得24百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は308百万円（前年同期3,410百万円の資金獲得）となりました。この主な要因は、自己株式の市場買付196百万円及び配当金の支払額111百万円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前年同期比(%)
国内コンテンツ配信事業(千円)	343,631	187.3
国内受託事業(千円)	231,934	-
海外事業(千円)	42,036	137.0
その他の事業(千円)	34,130	154.4
合計(千円)	651,732	275.8

(注) 1. 金額は、当期製品製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当中間連結会計期間より表示区分を変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

(2) 受注実績

当社企業グループは、主に国内コンテンツ配信事業を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前年同期比(%)
国内コンテンツ配信事業(千円)	2,038,310	122.0
国内受託事業(千円)	283,875	-
海外事業(千円)	55,932	125.1
その他の事業(千円)	58,045	109.8
合計(千円)	2,436,164	137.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当中間連結会計期間より表示区分を変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っております。

3. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、NTTドコモ、KDDI及びボーダフォン株式会社に対する販売実績は、当社企業グループがNTTドコモのiモードサービス、KDDIのEZweb及びボーダフォン株式会社のVodafone live!を介して行う有料情報サービスの利用者(一般ユーザー)に対する情報料の総額であります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
NTTドコモ	971,743	55.0	1,205,058	49.5
KDDI	446,923	25.3	496,626	20.4
ボーダフォン株式会社	251,197	14.2	227,886	9.4

ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付で商号をソフトバンクモバイル株式会社に変更しております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

2006年度の携帯電話に関連する市場では、ソフトバンクモバイルの参入、10月から導入されたナンバーポータビリティ、携帯電話の更なる高機能化や通信の高速化、ワンセグ放送の開始など、直接あるいは間接的にさまざまな影響が出ることが予想されます。事業上の対処すべき課題としては以下のような対応を行います。

主力であるゲーム配信事業の収益力強化

主力のゲーム配信事業では、携帯電話の高機能化や多様化が利益を圧迫する要因となっております。ゲームの高機能化により開発工数が増え、また機種対応費用についても増加傾向が続いております。主力事業の体質強化は重要課題の1つであり、開発コスト、運用コスト、機種対応コストの削減を進める一方で、効果的なプロモーションやブランド力強化により収益の向上を目指していきます。

ナンバーポータビリティへの対応

2006年10月より携帯電話の加入者が異なるキャリアの携帯電話に買い替えても、元の番号がそのまま使えるナンバーポータビリティが導入されました。この制度は、コンテンツプロバイダーにとって退会者が増加するリスクと新規会員を獲得する機会があり、効果的なプロモーション等の活動を通じて機会を最大限に利用し、リスクを最小限に抑える対策を行ってまいります。当下期よりナンバーポータビリティの影響が徐々に現れてくる可能性がありますので、慎重に動向を捉え適切な対応を行ってまいります。

海外市場への対応

海外市場においては国内以上に対応機種が多いため、自社で機種対応するよりも、ゲームを現地企業にライセンス供与し、ローカライズを任せることで海外事業の収益性を高める対策を推進しております。しかしながら、海外市場の売上は思うように伸びていないのが現状です。また、東虹グループとの連携によりはじめた中国市場では、ゲームコンテンツの伸びが予想以上に低いため、中国市場での戦略を中心に適切な対策を図ってまいります。

内部統制システムによる業務の効率化

本年5月に施行された会社法に基づき、内部統制システムを機能させることが可能な統制環境作りをはじめております。公益通報者保護制度の確立による内部牽制体制や内部監査の強化などを通じ、コンプライアンスを徹底するだけでなく、統制活動を通じ業務の効率化を実現することで、当社企業グループの企業価値を最大限に高める努力をしてまいります。また、金融商品取引法で定められる内部統制に関する社内体制をより一層整備していくことも経営課題の1つです。

関連会社及び子会社への財務支援

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社との間で設立したガンホー・モードは、本年8月より正式サービスを開始いたしました。現在は先行投資の時期であり、ガンホー・モードの立ち上げに必要な経営資源を財務面を含めて支援してまいります。また、子会社2社におきましても立ち上げ時期の事業に関して必要な支援を行っていく場合があります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,896
計	250,896

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月21日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	117,411	117,423	ジャスダック 証券取引所	
計	117,411	117,423		

(注) 提出日現在発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権
(第1回ストックオプション)
(平成14年2月7日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	597	585
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,334	同左
新株予約権の行使期間	平成15年8月7日から 平成24年2月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,334 資本組入額 19,167	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き、対 象者は新株予約権につき、 譲渡、質入その他一切の処 分をしてはならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株予約権の権利行使価額の年間の合計額は、350万円を超えないものとする。

(2) 新株予約権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株予約権を喪失する。

対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。

対象者が就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合。

対象者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

対象者が当会社以外の当会社の定款に記載されている業務を目的とする会社の役職員に就任した場合。

(当会社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)

対象者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は、対象者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

対象者が会社に対し著しい背信行為その他本契約の規程に違反した場合。

(3) 対象者が死亡した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使することができる。ただし、対象者が会社所定の書面により、会社に対し相続人による権利行使を希望しない場合は、この限りではない。

2 会社が株式分割又は株式併合を行う場合、各対象者により付与される新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整するものとする。また、1株未満の株式が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。ただし、本項による調整は、当該株式分割又は株式併合の時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後の発行価額} = \text{調整前の発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 平成14年6月24日付をもって、1株を2株に、平成16年5月20日付をもって1株を3株に分割したことに伴い、株式の数並びに新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。

5 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第1回ストックオプション付与契約書」に定めるものとする。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

(第2回ストックオプション)

(平成15年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	136	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	408	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,805	同左
新株予約権の行使期間	平成16年12月27日から 平成25年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,805 資本組入額 53,903	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(3) その他の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 平成16年5月20日付をもって1株を3株に分割したことに伴い、株式の数並びに新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。
- 6 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第2回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
 (第3回ストックオプション)
 (平成17年6月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,016	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,016	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	173,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 173,000 資本組入額 86,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先及び当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第3回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
 (第4回ストックオプション)
 (平成17年6月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,806	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,806	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	171,036	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 171,036 資本組入額 85,518	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先及び当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第4回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
 （第5回ストックオプション）
 （平成17年6月28日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174,000 資本組入額 87,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先及び当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第5回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

旧商法第280条ノ20の規定に基づく新株予約権
 (第6回新株予約権(第三者割当))
 (平成17年9月29日臨時取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	868	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月26日から 平成20年10月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場 合は、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

各本新株予約権の一部行使はできないこととする。

- 2 (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率
- (2) 前号の調整は本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、第3項の第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益の資本組入れについて株主総会の決議がなされることを条件として株式分割により普通株式を発行することを取締役会で決議し、かつ資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、株券の交付については第5項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合調整後の行使価額は、新たに発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが発行当初の転換価額で転換され又は発行当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式を含まないものとする。

- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、株式の併合を行う場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。当該調整の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{併合の比率}}$$

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 4(1) 当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降いつでも、各新株予約権者との合意によりその保有する本新株予約権を取得し、これを消却することができる。

- (2) 当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社と締結した2005年7月21日付業務・資本提携契約に基づく業務・資本提携関係が解消された場合には、当社取締役会で定める取得日に先立つ1ヶ月以上前に、新株予約権証券を当該取得日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり100万円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

5 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

- 6 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるものとする。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
 (第7回ストックオプション)
 (平成17年6月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	700	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	195,483	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195,483 資本組入額 97,742	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、当社の協力取引先及び当社の取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社との顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 - (3) その他の条件は、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 5 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 権利行使についての条件及び上記のほかの条件等については、当社と付与対象者との間で締結する「第7回ストックオプション割当契約書」に定めるものとする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注)1	3	117,411	161	3,318,876	161	2,976,549

(注)1 新株予約権の権利行使によるものであります。

- 2 平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む。)により、発行済株式数が12株、資本金が230千円、資本準備金が230千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目2-2 東宝日比谷ビル15階	22,467	19.14
宮路 武	東京都港区	9,116	7.76
黒坂 勉	埼玉県川口市	6,946	5.92
株式会社角川グループホールディングス	東京都千代田区富士見2丁目13-3	4,980	4.24
株式会社ジー・モード	東京都渋谷区代々木3丁目22-7 新宿文化クイントビル9階	4,270	3.64
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエス ジー (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行 カストディ 事業部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,410	2.05
株式会社C S Kホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	2,220	1.89
石原 義彦	東京都新宿区	2,000	1.70
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	1,710	1.46
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パークタワー10階	1,200	1.02
計		57,319	48.82

(注)株式会社角川ホールディングスは平成18年7月1日付で商号変更し、株式会社角川グループホールディングスとなりました。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,270		
完全議決権株式(その他)	普通株式 113,141	113,141	
単元未満株式			
発行済株式総数	117,411		
総株主の議決権		113,141	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株式が588株(議決権の数588個)含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社 ジー・モード	東京都渋谷区代々木 3丁目22番7号 新宿文化クイントビル9階	4,270		4,270	3.64
計		4,270		4,270	3.64

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	160,000	127,000	110,000	138,000	142,000	125,000
最低(円)	115,000	71,500	62,500	73,100	98,000	99,500

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		アレン マイナー	平成18年11月30日

(注) 会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 役職の異動

該当事項は、ありません。

なお、当半期報告書の提出日後に次のとおり役職の異動が予定されております。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動予定年月日
取締役副社長		代表取締役副社長		石原 義彦	平成18年12月31日
取締役	経営企画室長	取締役	管理本部長	善村 賢治	平成19年1月1日
取締役	国内事業本部長	取締役	社長室長	尾作 禎蔵	平成19年1月1日

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		5,410,998		5,217,647		5,534,248	
2. 受取手形及び売掛 金		969,258		1,408,965		1,059,545	
3. たな卸資産		204,429		306,735		212,458	
4. 未収還付法人税等		-		-		47,488	
5. その他		66,550		334,207		165,309	
貸倒引当金		7,045		6,497		6,789	
流動資産合計		6,644,192	90.0	7,261,058	88.2	7,012,260	86.7
固定資産							
1. 有形固定資産	1						
(1) 建物		43,309		54,924		56,470	
(2) 工具器具備品		63,967	1.5	89,755	1.7	69,462	1.6
2. 無形固定資産							
(1) 連結調整勘定		297,502		-		282,626	
(2) のれん		-		267,751		-	
(3) その他		24,758	4.4	52,027	3.9	37,148	3.9
3. 投資その他の資産							
		304,729	4.1	507,306	6.2	633,529	7.8
固定資産合計		734,267	10.0	971,765	11.8	1,079,238	13.3
資産合計		7,378,460	100.0	8,232,824	100.0	8,091,499	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		251,184		211,014		203,683	
2. 1年内返済予定 長期借入金		6,028		-		-	
3. 未払金		203,607		218,084		138,300	
4. 未払法人税等		101,141		220,386		135	
5. 賞与引当金		4,400		-		-	
6. 新株予約権		-		-		868,000	
7. その他		69,839		122,869		74,884	
流動負債合計		636,201	8.6	772,355	9.4	1,285,003	15.9
固定負債							
1. 長期借入金		22,738		-		-	
固定負債合計		22,738	0.3	-	-	-	-
負債合計		658,939	8.9	772,355	9.4	1,285,003	15.9
(少数株主持分)							
少数株主持分		14,669	0.2	-	-	10,520	0.1
(資本の部)							
資本金		3,274,436	44.4	-	-	3,318,715	41.0
資本剰余金		2,931,360	39.7	-	-	2,976,387	36.8
利益剰余金		874,321	11.9	-	-	876,532	10.8
その他有価証券評価 差額金		811	0.0	-	-	419	0.0
自己株式		376,079	5.1	-	-	376,079	4.6
資本合計		6,704,851	90.9	-	-	6,795,975	84.0
負債、少数株主持分 及び資本合計		7,378,460	100.0	-	-	8,091,499	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	3,318,876	40.3	-	-
2. 資本剰余金		-	-	2,976,549	36.2	-	-
3. 利益剰余金		-	-	860,202	10.4	-	-
4. 自己株式		-	-	571,429	6.9	-	-
株主資本合計		-	-	6,584,198	80.0	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評 価差額金		-	-	443	0.0	-	-
評価・換算差額等合 計		-	-	443	0.0	-	-
新株予約権		-	-	868,000	10.5	-	-
少数株主持分		-	-	8,713	0.1	-	-
純資産合計		-	-	7,460,468	90.6	-	-
負債純資産合計		-	-	8,232,824	100.0	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		1,767,828	100.0	2,436,164	100.0	3,677,821	100.0
売上原価		1,002,621	56.7	1,318,185	54.1	2,193,116	59.6
売上総利益		765,207	43.3	1,117,978	45.9	1,484,705	40.4
販売費及び一般管理費	1	537,398	30.4	754,227	31.0	1,206,829	32.8
営業利益		227,809	12.9	363,751	14.9	277,876	7.6
営業外収益							
1. 受取利息		202		1,115		310	
2. 受取配当金		2		2		3	
3. 投資事業組合等 投資利益		198		-		198	
4. 為替差益		-		962		254	
5. 還付加算金		-		1,282		-	
6. 未払配当金除斥益		-		656		-	
7. その他		20	0.0	149	0.2	432	0.0
営業外費用							
1. 新株発行費		37,084		-		37,524	
2. 持分法による投資 損失		-		81,509		8,330	
3. その他		4,498	2.3	1,844	3.4	26,898	2.0
経常利益		186,649	10.6	284,565	11.7	206,321	5.6
特別利益							
1. 投資有価証券売却 益		-	-	-	-	178	0.0
特別損失							
1. 固定資産除却損	2	12		6,637		909	
2. 減損損失		-		2,796		-	
3. 投資有価証券売却 損		-		-		70,000	
4. 投資有価証券評価 損		84,588	4.8	31,254	1.7	-	70,909
税金等調整前中間 (当期)純利益		102,048	5.8	243,876	10.0	135,590	3.7
法人税、住民税及び 事業税		90,563		210,402		88,136	
法人税等調整額		35,563	3.1	63,527	6.0	2,344	2.5
少数株主損失		3,330	0.1	1,806	0.1	7,478	0.2
中間(当期)純利益		50,378	2.8	98,808	4.1	52,588	1.4

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			970,980		970,980
資本剰余金増加高					
1. 増資による新株の発行		1,960,380	1,960,380	2,005,407	2,005,407
資本剰余金中間期末(期末)残高			2,931,360		2,976,387
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			972,778		972,778
利益剰余金増加高					
1. 中間(当期)純利益		50,378	50,378	52,588	52,588
利益剰余金減少高					
1. 配当金		110,935		110,935	
2. 役員賞与		37,900	148,835	37,900	148,835
利益剰余金中間期末(期末)残高			874,321		876,532

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	3,318,715	2,976,387	876,532	376,079	6,795,555
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	161	161			323
剰余金の配当(注)			115,138		115,138
中間純利益			98,808		98,808
自己株式の取得				195,350	195,350
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	161	161	16,329	195,350	211,357
平成18年9月30日 残高 (千円)	3,318,876	2,976,549	860,202	571,429	6,584,198

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計			
平成18年3月31日 残高 (千円)	419	419	868,000	10,520	7,674,495
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					323
剰余金の配当(注)					115,138
中間純利益					98,808
自己株式の取得					195,350
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	863	863	-	1,806	2,669
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	863	863	-	1,806	214,027
平成18年9月30日 残高 (千円)	443	443	868,000	8,713	7,460,468

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		102,048	243,876	135,590
減価償却費		13,249	26,656	35,940
減損損失		-	2,796	-
連結調整勘定償却額		-	-	14,875
のれん償却額		-	14,875	-
貸倒引当金の減少額		8,175	292	8,431
賞与引当金の減少額		-	-	4,400
受取利息及び受取配当金		204	1,117	313
為替差損益		476	335	222
投資事業組合等投資利益		198	-	198
新株発行費		37,084	-	37,524
持分法による投資損失		-	81,509	8,330
持分法適用会社への未実現利益調整額		-	37,415	9,354
投資有価証券売却益		-	-	178
固定資産除却損		-	6,637	909
投資有価証券売却損		-	-	70,000
投資有価証券評価損		84,588	31,254	-
売上債権の増減額		57,576	349,339	32,710
たな卸資産の増加額		63,979	94,277	72,008
仕入債務の増減額		2,107	7,250	49,608
未払金の増減額		16,940	46,826	27,462
役員賞与の支払額		37,900	-	37,900
その他		18,252	81,483	50,294
小計		183,769	135,220	29,240
利息及び配当金の受取額		204	490	341
法人税等の還付額		-	50,905	-
法人税等の支払額		152,038	7,204	306,936
営業活動によるキャッシュ・フロー		31,935	179,412	277,354
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		-	500	-
有形固定資産の取得による支出		32,111	15,723	94,585
無形固定資産の取得による支出		1,474	24,715	18,379
投資有価証券の取得による支出		78,523	-	434,794
投資有価証券の売却による収入		-	468	30,468
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		276,537	-	276,537
貸付による支出		-	148,500	-
その他		39	417	39,045
投資活動によるキャッシュ・フロー		388,687	188,552	832,874

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ ・フロー				
長期借入金の返済による支出		-	-	28,766
株式の発行による収入		3,883,677	321	3,971,793
新株予約権の発行による収入		-	-	846,589
少数株主に対する株式の発行に よる収入		14,000	-	14,000
自己株式の取得による支出		378,076	196,792	378,076
配当金の支払額		108,609	111,825	109,383
少数株主への配当金の支払額		-	-	30,000
その他		-	-	707
財務活動によるキャッシュ ・フロー		3,410,991	308,296	4,286,864
現金及び現金同等物に係る換算 差額		476	335	222
現金及び現金同等物の増加額 (減少額)		3,053,763	317,101	3,176,413
現金及び現金同等物の期首残高		2,354,924	5,531,338	2,354,924
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	1	5,408,688	5,214,236	5,531,338

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社アコースティック 株式会社モバイル・リサーチ	(1) 同 左	(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 株式会社アコースティック 株式会社モバイル・リサーチ 当連結会計年度において株式会社アコースティックについては、新たに株式を取得したことにより、また株式会社モバイル・リサーチについては、新たに設立したことにより連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項		(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社の名称 ガンホー・モード株式会社 (2) 持分法適用会社の中間決算日が中間連結決算日と異なりますが、中間連結財務諸表の作成につきましては、中間連結決算日で実施した持分法適用会社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。	(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社の名称 ガンホー・モード株式会社 当連結会計年度においてガンホー・モード株式会社を新たに設立し、関連会社として持分法の適用範囲に含めております。 (2) 持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なりますが、連結財務諸表の作成につきましては、連結決算日で実施した持分法適用会社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同 左	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 たな卸資産 製品・仕掛品 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 総平均法による原価法によっております。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 時価のないもの 同 左 たな卸資産 製品・仕掛品 同 左 貯蔵品 同 左	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 同 左 たな卸資産 製品・仕掛品 同 左 貯蔵品 同 左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法(ただし、工具器具備品のうち、パソコン及びサーバーについては定額法)によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～18年 工具器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 賞与引当金 一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左	同 左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は6,583,755千円でありませぬ。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「新株発行費」(当中間連結会計期間は1千円)は、営業外費用の100分10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することとしました。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>2. 営業活動によるキャッシュ・フローの「新株発行費」は、当中間連結会計期間において金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の「その他」に含まれている「新株発行費」は1千円であります。</p>

追加情報

<p>前中間連結会計期間 （自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）</p>	<p>当中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）</p>	<p>前連結会計年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）</p>
<p>（固定資産の減損に係る会計基準） 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>（固定資産の減損に係る会計基準） 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 146,476千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 144,097千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 163,990千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1.販売費及び一般管理費のうち主 要な費目及び金額は次のとおり であります。 広告宣伝費 52,460千円 役員報酬 49,005 給与手当 69,298 支払手数料 89,639 キャリア手数料 178,933 貸倒引当金繰入 額 6,800 2.固定資産除却損の内訳は、次の とおりであります。 工具器具備品 12千円	1.販売費及び一般管理費のうち主 要な費目及び金額は次のとおり であります。 広告宣伝費 94,154千円 役員報酬 69,218 給与手当 103,657 支払手数料 69,056 キャリア手数料 210,385 貸倒引当金繰入 額 6,308 2.固定資産除却損の内訳は、次の とおりであります。 工具器具備品 2,069千円 ソフトウェア 4,475千円 商標権 91千円 計 6,637千円	1.販売費及び一般管理費のうち主 要な費目及び金額は次のとおり であります。 広告宣伝費 95,210千円 役員報酬 120,423 給与手当 170,641 支払手数料 201,734 キャリア手数料 356,573 貸倒引当金繰入 額 6,544 2.固定資産除却損の内訳は、次の とおりであります。 建物付属設備 245千円 工具器具備品 580千円 ソフトウェア 83千円 計 909千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	117,408	3	-	117,411
合計	117,408	3	-	117,411
自己株式				
普通株式(注)2	2,270	2,000	-	4,270
合計	2,270	2,000	-	4,270

(注)1.普通株式の発行済株式総数の増加3株は、新株予約権の行使に伴う新株の発行による増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の増加2,000株は、自己株式の市場買付けによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
提出会社	平成14年新株予約権第1回 (注) 1	普通株式	597	-	-	597	-
	平成15年新株予約権第2回 (注) 1, 3	普通株式	417	-	9	408	-
	平成17年新株予約権第3回 (注) 1, 2, 4	普通株式	4,118	-	102	4,016	-
	平成17年新株予約権第4回 (注) 1, 2	普通株式	3,806	-	-	3,806	-
	平成17年新株予約権第5回 (注) 1, 2	普通株式	300	-	-	300	-
	平成17年新株予約権第6回	普通株式	86,800	-	-	86,800	868,000
	平成17年新株予約権第7回 (注) 1, 2	普通株式	700	-	-	700	-
合計	-	96,738	-	111	96,627	868,000	

(注) 1. ストックオプションとしての新株予約権であります。

2. 権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 平成15年新株予約権第2回の減少は、新株予約権の行使及び消却によるものであります。

4. 平成17年新株予約権第3回の減少は、新株予約権の消却によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	115,138	1,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成17年9月30日現在) 現金及び預金勘定 5,410,998千円 預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 2,310千円 現金及び現金同等 物 5,408,688千円	1. 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 (平成18年9月30日現在) 現金及び預金勘定 5,217,647千円 預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 3,410千円 現金及び現金同等 物 5,214,236千円	1. 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金及び預金勘定 5,534,248千円 預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 2,910千円 現金及び現金同等 物 5,531,338千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
重要性が乏しく、また、契約一件当たりの金額が少額なため、中間連結財務諸表規則第15条の規定により、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定を準用し、記載を省略しております。	同 左	重要性が乏しく、また、契約一件当たりの金額が少額なため、連結財務諸表規則第15条の3の規定により、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定を準用し、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	290	369	79
合 計	290	369	79

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	15,412
非上場外国株式	79,812
投資事業有限責任組合等の出資金	3,769

(注) 当中間連結会計期間において、従来関連会社株式で保有していた時価のない株式をその他有価証券に変更しております。この結果、その他有価証券が100,000千円増加しております。

なお、当中間連結会計期間において、当該株式について、84,588千円の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場外国株式	222,791
投資事業有限責任組合等の出資金	2,485

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について31,254千円の減損処理を行っております。

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場外国株式	255,501
投資事業有限責任組合等の出資金	3,131

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社企業グループはデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	その他事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,750,626	17,202	1,767,828	-	1,767,828
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	9,012	57	9,070	(9,070)	-
計	1,759,638	17,259	1,776,898	(9,070)	1,767,828
営業費用	1,285,467	39,805	1,325,272	214,746	1,540,019
営業利益又は営業損失()	474,171	22,545	451,625	(223,816)	227,809

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、サービスの系列性、市場の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
モバイルコンテンツ事業	モバイルコンテンツの企画・制作・配信、配信許諾
その他事業	パソコン用ソフトの販売、リサーチ事業等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	前中間連結会計期間 (千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	223,469	提出会社の総務部、経理部等管理部門にかかる費用

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	国内コンテンツ配信事業 （千円）	国内受託事業 （千円）	海外事業 （千円）	その他の事業 （千円）	計（千円）	消去又は全社 （千円）	連結 （千円）
売上高							
（1）外部顧客に対する売上高	2,038,310	283,875	55,932	58,045	2,436,164	-	2,436,164
（2）セグメント間の内部売上高又は振替高	-	747	-	-	747	(747)	-
計	2,038,310	284,622	55,932	58,045	2,436,911	(747)	2,436,164
営業費用	1,298,961	241,977	103,281	59,753	1,703,973	368,439	2,072,412
営業利益又は営業損失 （ ）	739,349	42,645	47,348	1,708	732,938	(369,186)	363,751

（注）1．事業区分の方法

事業は、サービスの系列性、市場の類似性等を考慮して区分しております。

2．各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
国内コンテンツ配信事業	携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営
国内受託事業	PC向けゲームコンテンツ、PCウェブサイト及び携帯電話向け着メロの受託制作
海外事業	携帯電話向けゲームコンテンツの配信及びライセンス供与等
その他の事業	携帯電話ウェブサイトを利用したプロモーション支援、携帯電話向けゲームコンテンツ、動画配信ツール及び着メロ制作ツールのライセンス供与等

3．営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	当中間連結会計期間 （千円）	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	355,263	提出会社の総務部、経理財務部等管理部門にかかる費用

4. 事業区分の変更

従来、「その他の事業」に含めていました「国内受託事業」については、事業規模が拡大したことに伴い全セグメントに占める重要性が高まったため、当中間連結会計期間より区分表示しております。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度において当中間連結会計期間の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

	国内コンテンツ配信事業 (千円)	国内受託事業 (千円)	海外事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,670,261	-	44,699	52,868	1,767,828	-	1,767,828
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	8,212	-	857	9,070	(9,070)	-
計	1,670,261	8,212	44,699	53,725	1,776,898	(9,070)	1,767,828
営業費用	1,090,504	-	172,652	62,115	1,325,272	214,746	1,540,019
営業利益又は営業損失 ()	579,756	8,212	127,953	8,389	451,625	(223,816)	227,809

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	国内コンテンツ配信事業 (千円)	国内受託事業 (千円)	海外事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,371,880	91,771	130,972	83,197	3,677,821	-	3,677,821
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,920	18,179	-	13,065	37,166	(37,166)	-
計	3,377,801	109,951	130,972	96,263	3,714,988	(37,166)	3,677,821
営業費用	2,340,099	81,706	291,850	144,756	2,858,412	541,533	3,399,945
営業利益又は営業損失 ()	1,037,701	28,244	160,877	48,492	856,576	(578,699)	277,876

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	国内コンテンツ配信事業 (千円)	海外事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,371,880	130,972	174,968	3,677,821	-	3,677,821
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,920	-	31,245	37,166	(37,166)	-
計	3,377,801	130,972	206,214	3,714,988	(37,166)	3,677,821
営業費用	2,340,099	291,850	226,462	2,858,412	541,533	3,399,945
営業利益又は営業損失()	1,037,701	160,877	20,247	856,576	(578,699)	277,876

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、サービスの系列性、市場の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
国内コンテンツ配信事業	携帯電話向けゲームコンテンツ及び着メロの企画・開発・運営
海外事業	携帯電話向けゲームコンテンツの配信及びライセンス供与
その他の事業	PC向けゲームコンテンツ、着メロ及びウェブサイトの国内受託制作等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	前連結会計年度 (千円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	554,714	提出会社の総務部、経理財務部等管理部門にかかる費用

(追加情報)

事業区分については、従来「モバイルコンテンツ事業」、「その他事業」の2分類に区分しておりましたが、当連結会計年度より「国内コンテンツ配信事業」、「海外事業」、「その他の事業」の3分類に区分変更しております。

今回の事業区分の変更は、投資家など外部のステークスホルダーに対して当社企業グループの事業の種類別セグメント情報の有用性を高めるために行ったものであります。

なお、当該変更に伴い、当連結会計年度において用いた事業区分の方法により当中間連結会計期間のセグメント情報を記載すると下記のとおりとなります。

	国内コンテンツ配信事業 (千円)	海外事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,670,261	44,699	52,868	1,767,828	-	1,767,828
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	9,070	9,070	(9,070)	-
計	1,670,261	44,699	61,938	1,776,898	(9,070)	1,767,828
営業費用	1,090,504	172,652	62,115	1,325,272	214,746	1,540,019
営業利益又は営業損失()	579,756	127,953	176	451,625	(223,816)	227,809

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び前連結事業年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 59,319円75銭	1株当たり純資産額 58,190円71銭	1株当たり純資産額 59,024円61銭
1株当たり中間純利益金額 519円84銭	1株当たり中間純利益金額 866円53銭	1株当たり当期純利益金額 497円64銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 503円49銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 863円46銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 486円82銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (千円)	50,378	98,808	52,588
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	50,378	98,808	52,588
期中平均株式数 (株)	96,911	114,028	105,675
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	-	-	-
普通株式増加数 (株)	3,147	405	2,349
(うち新株引受権(新株予約権付社債))	(1,562)	-	(1,027)
(うち新株予約権)	(1,585)	(405)	(1,322)

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		<p>平成17年6月28日定時株主総会決議第3回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 4,016株</p> <p>平成17年6月28日定時株主総会決議第4回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 3,806株</p> <p>平成17年6月28日定時株主総会決議第5回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 300株</p> <p>平成17年9月29日臨時取締役会決議第6回新株予約権 (第三者割当) 普通株式 86,800株</p> <p>平成17年6月28日定時株主総会決議第7回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 700株</p>	<p>平成17年9月29日臨時取締役会決議第6回新株予約権 (第三者割当) 普通株式 86,800株</p> <p>平成17年6月28日定時株主総会決議第7回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 700株</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 当社は、平成17年9月29日開催の取締役会において決議した、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に対する第三者割当による新株予約権に関して、払込期日である平成17年10月26日に、新株予約権の発行総額である868,000千円の払込を受けております。</p> <p>発行決議の日 平成17年9月29日</p> <p>新株予約権の総数 868個</p> <p>目的となる株式の種類 当社普通株式</p> <p>目的となる株式の数 86,800株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>新株予約権の発行価額 1個につき1,000,000円 (1株につき10,000円)</p> <p>新株予約権の発行価額の総額 868,000,000円</p> <p>新株予約権の行使に際しての払込金額 1個につき24,000,000円 (1株につき240,000円)</p> <p>新株予約権の行使に際しての払込金額の総額 20,832,000,000円</p> <p>新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき25,000,000円 (1株につき250,000円)</p> <p>新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 21,700,000,000円</p> <p>新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額 10,850,000,000円</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>行使期間</p> <p>平成17年10月26日から 平成20年10月24日まで</p> <p>資金の用途</p> <p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社との合弁会社の事業資金及び今後のM&Aのための資金に充当する予定であります。</p> <p>2. 当社は、平成17年7月21日付で締結したガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社との業務・資本提携契約に基づき、平成17年10月31日にPC用オンラインゲームの開発・ポータルサイトの運営配信を目的とした合弁会社を下記のとおり共同出資により設立いたしました。</p> <p>設立した合弁会社の概要</p> <p>商号</p> <p>ガンホー・モード株式会社</p> <p>事業内容</p> <p>PC用オンラインゲームの開発 ポータルサイトの運営配信</p> <p>設立年月日</p> <p>平成17年10月31日</p> <p>本社所在地</p> <p>東京都千代田区有楽町一丁目 2番2号</p> <p>代表者</p> <p>代表取締役社長 森下 一喜</p> <p>資本金</p> <p>2億円</p> <p>大株主構成及び所有割合</p> <p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 55.0% 株式会社ジー・モード 45.0%</p>		

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>取得した株式の数及び取得原価</p> <p>取得した株式の数 3,600株</p> <p>取得価額 1億8千万円</p> <p>3. 当社は、平成17年10月31日の取締役会において中国における事業戦略の実行機能の強化を図るため、平成17年5月25日に中国全土にICP(インターネットコンテンツプロバイダ)免許をもつ中国サービスプロバイダの広州東虹移动通信技术有限公司(以下、東虹)との資本提携に関する基本合意に至っておりましたが、東虹グループの戦略的事業再編に伴い、出資先を東虹の持株会社であるE-Rainbow Mobile Information Co., Limited(以下、E-Rainbow)とすることを決議しました。</p> <p>出資の目的 E-Rainbowに出資することにより、中国最大のサービスプロバイダの一つである東虹グループと強固な関係を築くことで、東虹グループの持っている豊富な事業領域を活かし、世界最大規模の携帯電話コンテンツ市場である中国での事業展開を図ることを目的としております。</p> <p>出資先の概要</p> <p>(1)商号 E-Rainbow Mobile Information Co., Limited</p> <p>(2)事業内容 モバイルコンテンツの配信事業を行う東虹の持株会社</p> <p>(3)設立年月日 2005年7月29日</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(4)本店所在地</p> <p>The Marquee Building, Suite 300, 430 West Bay Road P.O. Box 30691SMB, Grand Cayman, Cayman Islands</p> <p>(5)代表者</p> <p style="text-align: right;">鄭 玉 龍</p> <p>(6)資本金</p> <p style="text-align: right;">50,000米ドル</p> <p>出資の概要</p> <p>当社がE-Rainbowへ1,479,655米ドル(約1億7,000万円)を出資することにより、E-Rainbowへの出資比率は10%となります。この資本提携により、共同事業における中国市場展開のさらなる強化を図ります。また、この提携をより強固にし円滑に推進するため、当社からE-Rainbowに取締役を派遣することでも合意しております。</p>		

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		5,223,487		5,118,687		5,457,743	
2. 売掛金		937,802		1,376,063		1,028,067	
3. たな卸資産		203,492		306,456		213,326	
4. 未収還付法人税等		-		-		39,557	
5. その他		61,359		332,339		157,150	
貸倒引当金		6,800		6,300		6,600	
流動資産合計		6,419,342	87.9	7,127,245	85.1	6,889,244	84.6
固定資産							
1. 有形固定資産	1						
(1) 建物		42,255		54,242		55,736	
(2) 工具器具備品		57,333		86,757		63,510	
有形固定資産合計		99,588	1.4	140,999	1.7	119,247	1.4
2. 無形固定資産		12,747	0.2	43,871	0.5	22,360	0.3
3. 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		474,500		596,830		654,500	
(2) その他		294,192		463,612		461,931	
投資その他の資産 合計		768,692	10.5	1,060,442	12.7	1,116,431	13.7
固定資産合計		881,028	12.1	1,245,313	14.9	1,258,038	15.4
資産合計		7,300,371	100.0	8,372,558	100.0	8,147,283	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		241,594		212,622		208,115	
2. 未払金		169,513		213,700		135,961	
3. 未払法人税等		98,087		219,012		-	
4. 新株予約権		-		-		868,000	
5. その他	2	64,846		107,009		63,758	
流動負債合計		574,041	7.9	752,344	9.0	1,275,835	15.7
負債合計		574,041	7.9	752,344	9.0	1,275,835	15.7
(資本の部)							
資本金		3,274,436	44.8	-	-	3,318,715	40.7
資本剰余金							
1. 資本準備金		2,931,360		-		2,976,387	
資本剰余金合計		2,931,360	40.1	-	-	2,976,387	36.5
利益剰余金							
1. 任意積立金		600,000		-		600,000	
2. 中間(当期)未処分利益		295,800		-		352,004	
利益剰余金合計		895,800	12.3	-	-	952,004	11.7
その他有価証券評価差額金		811	0.0	-	-	419	0.0
自己株式		376,079	5.1	-	-	376,079	4.6
資本合計		6,726,329	92.1	-	-	6,871,448	84.3
負債資本合計		7,300,371	100.0	-	-	8,147,283	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	3,318,876	39.6	-	-
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	2,976,549		-	-
資本剰余金合計		-	-	2,976,549	35.5	-	-
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
別途積立金		-	-	600,000		-	-
繰越利益剰余金		-	-	428,661		-	-
利益剰余金合計		-	-	1,028,661	12.3	-	-
4. 自己株式		-	-	571,429	6.8	-	-
株主資本合計		-	-	6,752,657	80.6	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評 価差額金		-	-	443	0.0	-	-
評価・換算差額等合 計		-	-	443	0.0	-	-
新株予約権		-	-	868,000	10.4	-	-
純資産合計		-	-	7,620,214	91.0	-	-
負債純資産合計		-	-	8,372,558	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		1,776,898	100.0	2,387,654	100.0	3,613,416	100.0
売上原価		999,072	56.2	1,283,071	53.7	2,135,028	59.1
売上総利益		777,826	43.8	1,104,583	46.3	1,478,388	40.9
販売費及び一般管理費		527,193	29.7	686,850	28.8	1,126,104	31.2
営業利益		250,632	14.1	417,732	17.5	352,283	9.7
営業外収益	1	1,799	0.1	4,986	0.2	3,250	0.1
営業外費用	2	40,319	2.3	1,844	0.1	63,224	1.7
経常利益		212,113	11.9	420,875	17.6	292,310	8.1
特別利益		-	-	-	-	178	0.0
特別損失	3	84,600	4.8	92,161	3.9	70,012	1.9
税引前中間(当期)純利益		127,513	7.1	328,713	13.7	222,476	6.2
法人税、住民税及び事業税		90,518		209,027		90,044	
法人税等調整額		34,862	55,656	72,109	136,918	4,371	94,415
中間(当期)純利益		71,856	4.0	191,794	8.0	128,061	3.5
前期繰越利益		223,943		-		223,943	
中間(当期)未処分利益		295,800		-		352,004	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (千円)	3,318,715	2,976,387	600,000	352,004	952,004	376,079	6,871,028
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	161	161					323
剰余金の配当 (注)				115,138	115,138		115,138
中間純利益				191,794	191,794		191,794
自己株式の取得						195,350	195,350
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)							
中間会計期間中の変動額 合計 (千円)	161	161	-	76,656	76,656	195,350	118,370
平成18年9月30日 残高 (千円)	3,318,876	2,976,549	600,000	428,661	1,028,661	571,429	6,752,657

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	419	868,000	7,739,448
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			323
剰余金の配当 (注)			115,138
中間純利益			191,794
自己株式の取得			195,350
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	863	-	863
中間会計期間中の変動額 合計 (千円)	863	-	119,233
平成18年9月30日 残高 (千円)	443	868,000	7,620,214

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 [子会社株式] 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>[その他有価証券] 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法によっております。</p> <p>貯蔵品 総平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券 [子会社及び関連会社株式] 同左</p> <p>[その他有価証券] 時価のあるもの</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 [子会社及び関連会社株式] 同左</p> <p>[その他有価証券] 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、工具器具備品のうち、パソコン及びサーバーについては定額法)によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～18年 工具器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は 6,752,214千円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 144,671千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 140,710千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 161,812千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2. 消費税等の取扱い 同左	2.

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 202千円	1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,107千円	1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 309千円
2. 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 37,084千円	2.	2. 営業外費用のうち主要なもの 新株発行費 37,524千円
3. 特別損失の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 除却損 12千円 投資有価証券 評価損 84,588千円 計 84,600千円	3. 特別損失の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 除却損 2,069千円 ソフトウェア 除却損 1,075千円 商標権除却損 91千円 投資有価証券 評価損 31,254千円 子会社株式 評価損 57,669千円 計 92,161千円	3. 特別損失の内訳は次のとおりであります。 工具器具備品 除却損 12千円 投資有価証券 売却損 70,000千円 計 70,012千円
4. 減価償却実施額 有形固定資産 11,094千円 無形固定資産 1,603千円	4. 減価償却実施額 有形固定資産 18,227千円 無形固定資産 3,987千円	4. 減価償却実施額 有形固定資産 28,235千円 無形固定資産 3,815千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式 (注)	2,270	2,000	-	4,270
合計	2,270	2,000	-	4,270

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,000株は、自己株式の市場買付けによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
重要性が乏しく、また、契約一件当たりの金額が少額なため、中間財務諸表等規則第5条の3の規定により、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定を準用し、記載を省略しております。	同左	重要性が乏しく、また、契約一件当たりの金額が少額なため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び前事業年度(平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 当中間会計期間において、子会社株式で時価のないものについて57,669千円の減損処理を行っております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 59,509円77銭	1株当たり純資産額 59,679円64銭	1株当たり純資産額 59,680円11銭
1株当たり中間純利益金額 741円47銭	1株当たり中間純利益金額 1,682円00銭	1株当たり当期純利益金額 1,211円84銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 718円15銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 1,676円05銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 1,185円49銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (千円)	71,856	191,794	128,061
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-	-
(うち利益処分による役員賞与)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	71,856	191,794	128,061
期中平均株式数 (株)	96,911	114,028	105,675
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	-	-	-
普通株式増加数 (株)	3,147	405	2,349
(うち新株引受権(新株予約権付社債))	(1,562)	(-)	(1,027)
(うち新株予約権)	(1,585)	(405)	(1,322)

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		平成17年6月28日定時株主総会決議第3回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 4,016株 平成17年6月28日定時株主総会決議第4回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 3,806株 平成17年6月28日定時株主総会決議第5回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 300株 平成17年9月29日臨時取締役会決議第6回新株予約権 (第三者割当) 普通株式 86,800株 平成17年6月28日定時株主総会決議第7回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 700株	平成17年9月29日臨時取締役会決議第6回新株予約権 (第三者割当) 普通株式 86,800株 平成17年6月28日定時株主総会決議第7回ストックオプション (新株予約権) 普通株式 700株

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. 当社は、平成17年9月29日開催の取締役会において決議した、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に対する第三者割当による新株予約権に関して、払込期日である平成17年10月26日に、新株予約権の発行総額である868,000千円 の払込を受けております。</p> <p>発行決議の日 平成17年9月29日</p> <p>新株予約権の総数 868個</p> <p>目的となる株式の種類 当社普通株式</p> <p>目的となる株式の数 86,800株 (新株予約権1個につき100株)</p> <p>新株予約権の発行価額 1個につき1,000,000円 (1株につき10,000円)</p> <p>新株予約権の発行価額の総額 868,000,000円</p> <p>新株予約権の行使に際しての払込金額 1個につき24,000,000円 (1株につき240,000円)</p> <p>新株予約権の行使に際しての払込金額の総額 20,832,000,000円</p> <p>新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき25,000,000円 (1株につき250,000円)</p> <p>新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 21,700,000,000円</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額</p> <p style="text-align: right;">10,850,000,000円</p> <p>行使期間</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月26日から 平成20年10月24日まで</p> <p>資金の用途</p> <p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社との合弁会社の事業資金及び今後のM & Aのための資金に充当する予定であります。</p> <p>2. 当社は、平成17年 7月21日付で締結したガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社との業務・資本提携契約に基づき、平成17年10月31日にPC用オンラインゲームの開発・ポータルサイトの運営配信を目的とした合弁会社を下記のとおり共同出資により設立いたしました。</p> <p>設立した合弁会社の概要</p> <p>商号</p> <p style="text-align: right;">ガンホー・モード株式会社</p> <p>事業内容</p> <p style="text-align: right;">PC用オンラインゲームの開発 ポータルサイトの運営配信</p> <p>設立年月日</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月31日</p> <p>本社所在地</p> <p style="text-align: right;">東京都千代田区有楽町一丁目 2番2号</p> <p>代表者</p> <p style="text-align: right;">代表取締役社長 森下 一喜</p> <p>資本金</p> <p style="text-align: right;">2億円</p> <p>大株主構成及び所有割合</p> <p>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 55.0%</p> <p>株式会社ジー・モード 45.0%</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>取得した株式の数及び取得原価</p> <p>取得した株式の数</p> <p style="text-align: right;">3,600株</p> <p>取得価額</p> <p style="text-align: right;">1億8千万円</p> <p>3. 当社は、平成17年10月31日の取締役会において中国における事業戦略の実行機能の強化を図るため、平成17年 5月25日に中国全土にICP（インターネットコンテンツプロバイダ）免許をもつ中国サービスプロバイダの広州東虹移动通信技术有限公司（以下、東虹）との資本提携に関する基本合意に至っておりましたが、東虹グループの戦略的事業再編に伴い、出資先を東虹の持株会社であるE-Rainbow Mobile Information Co., Limited（以下、E-Rainbow）とすることを決議いたしました。</p> <p>出資の目的</p> <p>E-Rainbow に出資することにより、中国最大のサービスプロバイダの一つである東虹グループと強固な関係を築くことで、東虹グループの持っている豊富な事業領域を活かし、世界最大規模の携帯電話コンテンツ市場である中国での事業展開を図ることを目的としております。</p> <p>出資先の概要</p> <p>(1)商号</p> <p>E-Rainbow Mobile Information Co., Limited</p> <p>(2)事業内容</p> <p>モバイルコンテンツの配信事業を行う東虹の持株会社</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(3)設立年月日</p> <p style="text-align: right;">2005年7月29日</p> <p>(4)本店所在地</p> <p style="padding-left: 20px;">The Marquee Building, Suite 300, 430 West Bay Road P.O. BOX 30691SMB, Grand Cayman, Cayman Islands</p> <p>(5)代表者</p> <p style="text-align: right;">鄭 玉 龍</p> <p>(6)資本金</p> <p style="text-align: right;">50,000米ドル</p> <p>出資の概要</p> <p>当社が E-Rainbowへ1,479,655米ドル(約1億7,000万円)を出資することにより、E-Rainbowへの出資比率は10%となります。この資本提携により、共同事業における中国市場展開のさらなる強化を図ります。また、この提携をより強固にし円滑に推進するため、当社からE-Rainbowに取締役を派遣することでも合意しております。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

(第6期)(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

- 平成18年10月26日に関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- 平成18年11月29日に関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 自己株券買付状況報告書

- 報告期間(自 平成18年3月1日至 平成18年3月31日)平成18年4月14日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年4月1日至 平成18年4月30日)平成18年5月15日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年5月1日至 平成18年5月31日)平成18年6月15日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年6月1日至 平成18年6月30日)平成18年7月14日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年6月1日至 平成18年6月30日)平成18年7月14日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年7月1日至 平成18年7月31日)平成18年8月15日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年8月1日至 平成18年8月31日)平成18年9月15日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年9月1日至 平成18年9月30日)平成18年10月13日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年10月1日至 平成18年10月31日)平成18年11月15日に関東財務局長に提出。
- 報告期間(自 平成18年11月1日至 平成18年11月30日)平成18年12月15日に関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・モードの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・モード及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月26日に第三者割当により新株予約権を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・モードの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・モード及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月20日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・モードの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・モードの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月26日に第三者割当により新株予約権を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社ジー・モード

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永田 高士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・モードの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・モードの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。